

令和 7 年 7 月 4 日
北海道開発局**指名停止措置を行いました**

～建設業法違反行為～

北海道開発局は、関電ファシリティーズ株式会社が建設業法に違反したことにより、指示処分を受けたことから、指名停止 3 か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 3 号に該当）

関電ファシリティーズ株式会社は、複数年に渡り、経営規模等評価の申請において、建設業法第 27 条の 26 第 2 項から第 4 項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（A 氏にあつては 1 級電気工事施工管理技士及び 1 級管工事施工管理技士、B 氏にあつては 1 級管工事施工管理技士）を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第 28 条第 1 項柱書に該当するとして、令和 6 年 12 月 19 日、建設業許可部局である大阪府から指示処分を受けたことから、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
関電ファシリティーズ株式会社	大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 3 番 7 号

2. 指名停止措置期間：令和 7 年 7 月 4 日～令和 7 年 10 月 3 日（3 か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 1 3 号

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 五十嵐 輝（内線 5703）

開発監理部 会計課 上席専門官 小川 英人（内線 5833）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>